

広島県高等学校等奨学金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十八号

### 広島県高等学校等奨学金特別会計条例の一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金特別会計条例（平成十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校等奨学金貸付事業」の下に「及び高等学校等奨学金給付事業」を加える。

第二条中「貸付金」の下に「及び給付金」を、「貸付事務費」の下に「給付事務費」を加える。

### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。